特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２１号
東京都江戸川区西葛西６丁目13番14号　丸清ビル１階
清算株式会社　株式会社東京アート
代表清算人　金城　基真
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０２２号
東京都渋谷区円山町５番５号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
清算株式会社　株式会社Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂａｔｏｎ
代表清算人　依田　　峻
１　決定年月日　令和７年４月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０１１号
大阪市中央区北浜１丁目１番９号
清算株式会社　北浜インベストメント株式会社
代表清算人　五十右信啓
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＳＹＭ
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１３号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＭＥＲＧＩＣ
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１４号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ＰＲＯ株式会社
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１５号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社夢想塾
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１６号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社エデュース
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０４９号
東京都文京区本郷４丁目17番８号
清算株式会社　株式会社インターワン
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１６号
東京都千代田区永田町２丁目17番17号アイオス永田町２Ｆ
清算株式会社　ＣＡ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社
代表清算人　藤城　有哉
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権（令和６年５月28日までに発生した債権の元本）の0.05％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始